

## 川崎市公告第35号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和8年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 件名

ピアカウンセリング事業委託

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 履行場所

受託事業者事業所

### 4 事業概要

自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー）が、精神障害者からの相談に応じ必要な助言等を行う他、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等により、当事者による相互援助やサービスの提供等を実施することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の促進、及び活動の場の拡充を図る。また当事者団体を側面的に支援する。

### 5 提案上限額

委託料 4,278,000円（消費税及び地方消費税を除く）

1年目（令和8年度） 1,426,000円

2年目（令和9年度） 1,426,000円

3年目（令和10年度） 1,426,000円

### 6 参加資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において業種を「99その他」

- (種目はいずれでも可)で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要する)。
- (4) 3年以内に類似(ピアサポート及びピアカウンセリングに関する事業)の業務実績があること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
  - (6) この業務内容について確実に履行することができること。

## 7 参加資格の確認

- (1) 提出場所  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所健康福祉局障害保健福祉部精神保健課  
電話: 044-200-3608
- (2) 提出期間  
令和8年1月9日(金)から令和8年1月19日(月)まで  
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで(土日・祝日を除く)
- (3) 提出書類
  - ア 参加意向申出書(様式1)
  - イ 実績表(兼資格要件確認書)(様式2)
  - ウ 契約等の実績を証する書類(契約書の写し、補助事業の交付決定通知等)
  - エ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)
  - オ 誓約書(様式4)
- (4) 提出方法  
郵送又は持参(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)  
郵送の場合は受付期間内に必着  
持参の場合は、事前に電話連絡をすること
- (5) 参加資格確認審査  
文書にて、令和8年1月20日(火)までに通知する。

## 8 質問書の提出

- (1) 照会窓口  
7(1)と同じ
- (2) 質問受付期間  
令和8年1月9日(金)から令和8年1月21日(水)午後5時まで
- (3) 質問受付方法

質問書（様式5）により電子メールにて提出

電子メール 40seisin@city.kawasaki.jp

（3）回答方法

令和8年1月23日（金）までにすべての提案参加資格を有する事業者に対し、電子メールにて送付

9 提案書等の提出

（1）提出場所

7（1）と同じ

（2）提出期間

令和8年1月20日（火）から令和8年1月30日（金）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日を除く）

（3）提出書類

ア 提案書（様式6）

イ 見積書（様式自由、添付書類）

ウ 法人概要（パンフレット等）

エ 定款等応募する団体又は企業の事業内容が分かるもの

オ 直近の決算書

（4）提出方法

郵送又は持参（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

郵送の場合は受付期間内に必着

持参の場合は、事前に電話連絡をすること

10 プレゼンテーションの実施

令和8年2月6日（金）午後にプレゼンテーションを実施するので、提案参加事業者は出席すること。プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、提案参加事業者へ令和8年2月初旬にメールにて通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は提案参加業者につき最大3名までとする。

11 選定審査委員会の開催

（1）審査及び決定

委託事業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

選定審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い、総合評価点数が最も高く、かつ総合評価点数が満点の60%を超えた者を本業務の受託事業者として決定する。

(2) 総合評価点数が同点の場合

総合評価点数が同点となった場合は、評価委員の審議により決定する。それでも、なお決しない場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とする。得点数は、評価委員 7 人の合計点で決定する。

(3) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1.2 その他

(1) 提出書類

様式が指定されている提出書類については、川崎市のホームページからダウンロードして作成すること。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提案書作成及び提出に関する費用負担

提案参加事業者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。

(6) 契約の成立要件

本契約の効果発生には、川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決（令和 8 年 3 月頃）を要する。